

令和6年3月25日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

第三セクター等の経営健全化に関する取組について

- | | | | |
|---|-------------------------|----------|-----|
| 1 | 第三セクターの方向性の検討について | ・・・・・・・・ | 1～3 |
| 2 | 第三セクターの不正行為防止に向けた取組について | ・・・・・・・・ | 4 |

所 管 委 員 会	総務常任委員会
提 出 課	資産活用課

第三セクター等の経営健全化に関する取組について

1 第三セクターの方向性の検討について

市では、平成31年2月に策定した「第三セクターに対する関与方針」に基づき、第三セクターの経営健全化に取り組んでおり、継続的かつ定期的に外部専門家の意見等も参考としつつ第三セクターの評価を行い、方向性を検討することとしている。

なお、この検討は、地方自治法や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定の趣旨を踏まえ、平成26年8月5日付けで国が示した「第三セクターの経営健全化等に関する指針」に基づき、第三セクターの経営状況等の把握、監査、評価を行い、経営健全化の取組を進めるためのものである。

(1) 対象となる第三セクターについて

関与方針では、地方自治法の規定により市に予算の執行に関する長の調査等が認められている法人（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している法人）を「第三セクター」と定義している。

前回（令和2年2月）は25法人を対象としていたが、この間の取組により12法人の整理が完了しており、令和6年3月1日現在では次の13法人となっている。

出資区分	法人区分	第三セクターの名称		出資等割合
50%以上	公益財団法人	1	公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター	99.1%
		2	公益財団法人浦川原農業振興公社	98.8%
		3	公益財団法人大島農業振興公社	98.0%
		4	公益財団法人牧農林業振興公社	83.3%
		5	公益財団法人清里農業公社	70.0%
	一般財団法人	6	一般財団法人上越市地域医療機構	100.0%
		7	一般財団法人ゑしんの里観光公社	85.0%
	株式会社	8	ネクストリゾート上越株式会社	100.0%
		9	マリーナ上越株式会社	54.0%
		10	株式会社みなもとの郷	51.0%
	特例有限会社	11	有限会社やまざくら	98.3%
25%以上	公益財団法人	12	公益財団法人新潟県雇用環境整備財団	31.3%
	株式会社	13	東頸バス株式会社	40.0%

なお、13法人のうち、次の8法人については、外部専門家（第三セクター評価委員会）の意見を踏まえ、今回の検討の対象外とした。

① 廃止を予定している2法人

- ・ 一般財団法人ゑしんの里観光公社（令和6年3月31日解散予定）
- ・ 公益財団法人清里農業公社（将来的に解散予定）

② 民営化を予定している1法人

- ・ 東頸バス株式会社（令和5年度末に市が保有する一部株式の譲渡により市出資割合が25%未満になる予定）

③ 温浴施設の方向性に合わせて第三セクターの方向性を検討する1法人

- ・ ネクストリゾート上越株式会社

④ 第三セクターの経営状況や公共サービスの方向性に大きな課題等がない3法人

- ・ 公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター
- ・ 一般財団法人上越市地域医療機構
- ・ マリーナ上越株式会社

⑤ 方向性の検討には市以外に出資・出捐している行政機関との調整が必要な1法人

- ・ 公益財団法人新潟県雇用環境整備財団

(2) 方向性の検討について

ア 方向性の検討概要

関与方針に基づき、それぞれが実施する事業の“必要性、採算性、市場性”のほか、当該事業の実施主体としての“適格性”について分析・評価を行い、方向性を検討した。

なお、この分析・評価は、市が「第三セクターが担っている事業の本来的な事業主体」、「事業の担い手である第三セクターの設立主体」、「第三セクターの出資者・出捐者」としての立場から、第三セクター評価委員会の意見も踏まえながら独自に行ったものである。

※ 今回、方向性を検討した法人

法人区分	第三セクターの名称		出資等割合
公益財団法人	1	公益財団法人浦川原農業振興公社	98.8%
	2	公益財団法人大島農業振興公社	98.0%
	3	公益財団法人牧農林業振興公社	83.3%
株式会社	4	株式会社みなもとの郷	51.0%
特例有限会社	5	有限会社やまざくら	98.3%

イ 方向性の検討経過

次の過程を経て検討を進め、第三セクターの方向性を整理した。

- ① 第三セクターに対し、今後の方向性を再検討する趣旨を説明（令和5年8月）
取組の趣旨、具体的な作業内容について説明
- ② 検討に必要な資料の収集、第三セクターの現状分析（令和5年8月～9月）
市が保有する資料のほか、第三セクターから資料を収集し、市及び第三セクターの双方において現状を分析
- ③ 第三セクターの現状の確認、意見交換の実施（令和5年9月）
対象となる第三セクターの現状と課題の把握や意見交換のため、第三セクター評価委員会委員と市担当者が現地を視察
- ④ 第三セクターの方向性（原案）の検討（令和5年10月～12月）
第三セクターが実施する事業の“必要性、採算性、市場性”のほか、当該事業の実施主体としての“適格性”を分析・評価し、第三セクターの方向性（原案）を検討

- ⑤ 第三セクターの方向性（案）のとりまとめ（令和6年1月）
 - ④で検討した「原案」について、第三セクター評価委員会の意見を聴取し、第三セクターの方向性（案）をとりまとめ
- ⑥ 第三セクターに対し、方向性（案）を説明（令和6年1月）
 - 上記⑤でまとめた方向性（案）を説明
- ⑦ 市による第三セクターの方向性の整理（令和6年2月）
 - 上記の経過を踏まえ、市として第三セクターの方向性を整理
- ⑧ 総務常任委員会所管事務調査（令和6年3月）
 - 市の検討結果を議会へ説明

(3) 第三セクターの方向性の検討結果について

ア 検討結果の取扱い

まずは、各法人に対し、方向性に沿った取組を促していく。また、今後の各法人の取組を支援するとともに、適宜、情勢変化に即した対応を促していく。

なお、具体的な動きに応じて、必要な報告や提案を随時、議会に諮っていく。

イ 検討結果の概要

(ア) 経営健全化を検討（5法人）

事業及び実施主体としての必要性は認められるものの、経営状況や組織体制に課題があり、経営健全化の取組が必要な法人

① 農業振興公社等共通（公益財団法人浦川原農業振興公社、公益財団法人大島農業振興公社、公益財団法人牧農林業振興公社）

- ・中山間地における公益事業（農業振興）を主体に取り組む中で、担い手の確保や経営健全化に向けた取組を推進する。
- ・なお、単独での事業継続が困難になった場合は、他の農業公社や地域の農業団体等の類似団体及び農業以外の採算部門を持つ経営体との統合を検討する。

② 株式会社みなもとの郷

- ・当該施設の指定管理者として、組織体制や経営基盤の強化に向け、経営健全化の取組を推進する。
- ・一方で、吉川区区内において、地域団体の効率的な再編の要望が出た際には、地域振興を担う同社も含めて検討する。

③ 有限会社やまざくら

- ・主要事業の公益性、当該法人の経営状況を踏まえ、まずは経営健全化の取組を継続する。
- ・なお、経営上の課題が表面化した際は、近隣の団体等との統合のほか、指定管理者の公募による事業譲渡も検討する。

(イ) その他

今回の検討の対象外とした法人のうち、既に廃止や民営化の取組を進めている法人はその取組を継続するとともに、ネクストリゾート上越株式会社については法人の設立目的である日帰り・宿泊温泉施設の方向性と合わせ整理することとし、それ以外の法人は現状維持とした。

2 第三セクターの不正行為防止に向けた取組について

(1) 取組の経過

リフレ上越山里振興(株)における雇用関係助成金の不正受給を受け、弁護士や公認会計士、第三セクター評価委員会の意見を踏まえ、再発防止に向けた取組を実施した。

(2) 不正行為が発生した原因の特定

専門家の意見を踏まえ、第三セクターにおいて不正行為が発生した要因は、組織としての内部統制（不正行為を起こさない仕組み）の脆弱さと、従業員のコンプライアンス意識の希薄さの2点にあるとした。

(3) 再発防止に向けた取組

次の取組を実施した。なお、次の取組のうち、アからウまでの取組については、今後も継続して実施する。

ア 第三セクター向けのコンプライアンス研修会

① 日時	令和5年7月18日	10時から11時30分
② 対象	役員及び事務担当者（14名参加）	
③ 内容	外部講師による講話「企業における法令順守について」 グループワーク	

イ 市担当者向けのコンプライアンス研修会

① 日時	令和5年11月20日	16時から17時
② 対象	第三セクター所管課の管理職及び担当者（16名リモート含む）	
③ 内容	市職員による講話「第三セクターにおける法令遵守に向けた取組について」	

ウ 第三セクターの内部統制の改善（不正を起こさない仕組みづくり）

① 第三セクターの内部統制の状況確認	令和5年5月
② 改善策の検討	令和5年6月から10月
③ 第三セクターとの改善に向けた協議	令和5年11月から継続中

エ 関与方針への反映

上記ア～ウの取組を踏まえ、次の2点を関与方針に追記した。

- ① 市としての管理・監督の徹底に関する「具体的行動」
 - ・ 委託契約や指定管理協定書に基づく定期的な業務確認
 - ・ 必要に応じた現場訪問やヒアリング
 - ② 第三セクターが取り組む「不正行為防止に向けた体制強化」
 - ・ 内部統制（稟議規定や押印規定）の見直し
 - ・ 役員や従業員向けのコンプライアンス研修会の実施
- ※ 上記の取組については、市としても支援していく